

ご担当医 様

富山国際大学

学校保健安全法施行規則に定めのある感染症（下表参照）に罹患した本学学生の「登校許可」について、本書下部にご記入いただきたくお願い申し上げます。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準（抜粋）

	病 名	出席停止期間
第1種	※1	治癒するまで
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	※2 風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	第3種 流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他 ※3	

※1 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

※2 インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、「登校許可書」の対象外としているため、本表に記載しておりません。（学生本人が「治癒報告書」を提出する形式となっております。）

※3 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、その他の感染症

登 校 許 可 書

学 生 氏 名:

病 名:

上記の疾患で、(西暦) 年 月 日 から 年 月 日 まで療養が必要でしたが、感染のおそれがないものと認め、登校可能と判断します。

登校許可日 (西暦) 年 月 日

(西暦) 年 月 日

医療機関名:

医師名 (自署 又は 記名・押印):